

【不祥事根絶に向けた本校の決意】(行動基準)

- 1 私たちは、子どもたちを守り、育てます。
- 2 私たちは、法令等を遵守します。
- 3 私たちは、不祥事を許しません。
- 4 私たちは、地域に開かれた学校にします。

令和4年度不祥事根絶のための行動計画

広島県立西条特別支援学校(県立)

作成責任者 校長 吉迫 基全

区分	本校の課題	行動目標	取組内容	点検方法・時期
教職員の規範意識の確立	○不祥事に対する当事者意識	○日常的に規範意識を高め、不祥事を「誰にでも起こり得ること」として意識する。	○不祥事の事例等を適宜情報提供することで不祥事防止を意識する機会を増やす。	○不祥事防止のためのチェックリスト等を用いた自己点検を年2回以上行う。
学校組織としての不祥事防止体制の確立	○会計年度任用職員や短時間の任用等勤務形態が複雑なため、研修実施や情報共有に工夫が必要である。 ○児童生徒の年度途中の転出入が多い。	○誰もが不祥事防止のための情報を共有し、学校全体で不祥事防止に取り組む。 ○全職員が研修に参加できる体制を作る。 ○起案文書、会議記録、個人情報等の管理方法を徹底する。	○職朝連絡票や掲示板を利用して、適時不祥事防止のための情報を共有する。 ○研修不参加者への追加研修を工夫、徹底する。 ○年度当初に文書管理、データ管理についての研修を行う。	○月例の不祥事防止委員会で各学部の情報交換を行い、状況を把握する。 ○研修不参加者への追研修の確認 ○定期的に机上整理・データ整理を行い、文書等の提出漏れ等の点検をする。
相談体制の充実	○「体罰、セクシュアル・ハラスメント相談窓口」の認知度が低い。 ○直接相談することが困難な児童生徒も多いため、情報収集に工夫が必要。	○「体罰、セクシュアル・ハラスメント相談窓口」の周知を繰り返し行い、相談しやすい体制をつくる。 ○担任だけでなく、すべての教職員が児童生徒の行動の変化を見逃さないよう注意する。	○「体罰、セクシュアル・ハラスメント相談窓口」について、ホームページや学校だよりで保護者等に周知するとともに校内の廊下や教室に分かりやすいポスターを掲示する。 ○定期的に「相談週間」等を設ける。 ○参観懇談日等の懇談において、保護者から体罰、セクシュアル・ハラスメントについて聞き取りをする。 ○学年会、学部会等で児童生徒の状況を常に確認し情報を共有する。	○教室等の掲示がされているか確認する。 ○児童生徒、保護者を対象に年2回以上アンケートを実施する。 ○懇談における保護者からの意見聴取を不祥事防止委員会等で取りあげる。